## 第1号議案

会長及び副会長の選出

令和7年7月11日 海田町上下水道事業経営審議会

## ○海田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

昭和43年3月28日 条例第17号

## (審議会)

- 第4条の2 前条に定めるもののほか、管理者の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関する重要な事項について審議するため、海田町上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員8名以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、管理者が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 水道使用者又は下水道使用者
  - (3) その他管理者が必要と認める者
- 4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

## ○海田町上下水道事業経営審議会運営規程

令和5年4月1日 上下水道事業管理規程第8号

(目的)

- 第1条 この規程は、海田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年海田町条例第17号)第4条の2に規定する海田町上下水道事業経営審議会 (以下「審議会」という。)の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。 (会長及び副会長)
- 第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くとこができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(委任

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、水道事業 及び下水道事業の管理者の権限を行う町長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。